

資料編

資料 1 静岡市環境基本条例

静岡市環境基本条例

平成16年3月25日

条例第34号

改正 平成18年10月16日条例第110号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第10条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策(第11条—第24条)

第3章 施策の推進体制の整備等(第25条—第28条)

第4章 地球環境の保全の推進(第29条・第30条)

第5章 環境審議会及び環境政策会議(第31条・第32条)

第6章 雑則(第33条)

附則

私たちの静岡市は、静岡県の政治、経済、文化及び情報の中核都市として機能する一方、高峰が連なる南アルプスから景勝三保の松原に代表される駿河湾に至る広大な市域を有している。その中には、国土の保全や水源のかん養等の多面にわたる機能を有し、先人が守り育ててきた森林があり、全国に誇れる清澄な水が流れ、まちなかの水辺や緑といった身近な自然があり、長い歴史に培われた都市がある。そして、これらの豊かな環境は、市民に潤いと活力を与え、その生活や文化を育み、賑わいのあるまちの基礎となり、市民の誇るべき財産となってきた。

しかし、今日の発展を支えてきた事業活動や利便性を追求した生活の営みは、資源やエネルギーを大量に消費し、私たちの社会を取り巻く環境に多大な負荷を与え、更に私たちの生活そのものを脅かす要因の一つとなっている。今日の環境問題は、一地域だけの問題にとどまらず、地球温暖化、野生生物の種の減少等地球全体に影響を及ぼす問題となっている。

私たちは、豊かな環境を享受する権利を有するとともに、かけがえのない環境を将来の世代に引き継いでいく責務があるとの認識の下に、環境を構成する大気、水、土壌等への負荷が自然界の物質の適正な循環を損なわないよう、環境と人の活動との調和を図りながら、これまで以上に環境への配慮を基本としたまちづくりを総合的かつ計画的に推進していかなければならない。

静岡市は、このまちに集う人の協働により、市の豊かな環境を守り、維持し、又は回復するのみならず、より良い環境を創り出すことを含めた環境の保全を進め、ひいてはすべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を創造するため、市民の総意として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、市の基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来のすべての市民

が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境の創造に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(良好な環境の保全と将来への継承)

第3条 すべての者は、市民にとって安らぎや潤いが実感できる健康で快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を保全し、これを将来の世代へ継承していかなければならない。

(環境の共有性の認識)

第4条 すべての者は、市のいずれの地域における環境も、すべての市民共有の財産であるとの認識の下、生態系の多様性に配慮しつつ、自然との触れ合いのあるまちの実現を目的として、自然環境を維持し、及び向上させることについて、行動しなければならない。

(環境の有限性の認識)

第5条 すべての者は、環境に関する資源が有限であるとの認識の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能なまちを構築することを目的として、自主的かつ積極的に行動しなければならない。

(地球環境への影響の認識)

第6条 すべての者は、その日常生活、事業活動及び施策において、それが地球環境に影響を及ぼしうることを認識しなければならない。

(環境の保全の尊重)

第7条 第3条から前条までに定める理念を実現するため、市民、事業者及び市がそれぞれの責務に応じた公平な役割を分担し、その社会的経済的活動を行う際に、環境の保全を最大限尊重しなければならない。

(市民の責務)

第8条 市民は、第3条から前条までに定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負

荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、当該事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生ずることとなる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下に、その事業活動に伴い生ずる環境への負荷の低減、周辺の景観の確保その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第10条 市は、基本理念にのっとり、自ら率先して環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全を図るうえで市民及び事業者並びにこれらが組織する団体（以下「市民等」という。）の意見の聴取及び反映に努めるとともに、市民等が環境の保全のために行う活動を支援し、及びこれに協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(環境基本計画)

第11条 市長は、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
(2) 環境の保全のために、市民、事業者及び市のそれぞれが配慮すべき事項

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民等の意見を聴取し、これを環境基本計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第31条に規定する静岡市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更の場合について準用する。

(年次報告書)

第12条 市長は、各年度における市の環境の状況、環境の保全に関する施策の実施、評価等を明らかにした報告書

（以下「年次報告書」という。）を作成し、及び公表しなければならない。

(施策の評価)

第13条 市は、市の環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全についての配慮を行うため、第32条に規定する環境政策会議における検討、調整及び着手後における評価を経てその結果を反映する措置を講ずるものとする。

- 2 前項の検討、調整及び評価は、当該施策の内容が基本理念に合致するものであるか否かを基準として行われなければならない。

(環境影響評価のための措置)

第14条 市は、市の環境に影響を及ぼすと認められる事業の実施に当たっては、あらかじめその事業に係る環境への影響について調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をしなければならない。

- 2 市は、市の環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることができるように必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第15条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 市は、自然環境の保全を図るため、生態系の多様性の確保等の自然環境の適正な保全に対して支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(公害等の処理)

第16条 市は、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、必要に応じ他の関係機関と協力してその適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

(環境の保全に関する協定)

第17条 市は、環境の保全を図るために特に必要があると認めるときは、市民等が実施する環境の保全に関する措置について、市民等との間に公害の防止その他の環境の保全に関する協定を締結し、その履行を確保するものとする。

(環境への負荷を低減させる措置等)

第18条 市は、環境への負荷を低減させるため、施設の整備その他の措置が市民等により講じられることが、必要であると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るために特に必要があると認めるときは、市民等に適正な経済的負担を求めることにより、自ら環境への負荷の低減に努めることを促す措置を講ずるものとする。

- 3 市は、環境への負荷の低減に資する技術の開発、製品の製造、役務の提供等を行う産業を振興するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の有効利用の促進に向けた取組)

第19条 市は、廃棄物の発生抑制その他の環境の保全に資するため、それぞれの資源の特性に応じた有効な利用の確保を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。）への需要の転換を図るとともに、これを促進する意義に関し市民等の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市民等は、前項に規定する環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するよう努めるものとする。

（環境への負荷の少ないエネルギーの利用への転換等）

- 第20条 市は、地球温暖化の防止その他の環境の保全を図るため、太陽光、風力等の環境への負荷の少ないエネルギーの利用への転換及び化石燃料の効率的な利用を推進するものとする。
- 2 市は、市民等に対して、環境への負荷の少ないエネルギーの利用への転換及び化石燃料の効率的な利用を円滑に進めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 市民等は、地球温暖化の防止その他の環境の保全を図るため、環境への負荷の少ないエネルギーの利用への転換及び化石燃料の効率的な利用を推進するよう努めるものとする。

（公共的設備の整備等の推進）

- 第21条 市は、下水道、一般廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（森林等の保全及び利用等）

- 第22条 市は、森林、農地、河川、海岸等（この条において「森林等」という。）が有する環境の保全上の機能に鑑み、森林等の保全並びにその適正な利用及び管理に関し、必要な措置を講ずるものとする。

（教育及び学習の振興）

- 第23条 市は、環境の保全に関して市民等が活動を行う意欲を増進させるため、学校、家庭、地域、職場等において学習の場が設けられるよう、情報の伝達、施設の整備等に努め、及び知識を有する人材の育成を推進することにより、環境に関する教育及び学習の振興を図るものとする。

（市民等の自発的な活動の促進等）

- 第24条 市は、市民等が行う環境美化、再生資源の回収、緑化の推進、希少動植物の保護等の環境の保全に関する自発的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、前項の規定により措置を講ずるときは、環境の保全に関する自発的な活動を行う者の連携の構築や強化に配慮し、その者が行う活動の円滑な実施に努めるものとする。
 - 3 市は、事業者が自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための自発的な活動に取り組むことを促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 施策の推進体制の整備等 （監視体制の整備等）

- 第25条 市は、公害を防止するため、監視、測定及び検査の体制の整備並びに調査及び研究の措置を講じなければならない。
- 2 市は、自然環境の保全を図るため、調査及び研究の措置を講じなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、監視、測定及び検査の体制の整備並びに調査及び研究の措置を講ずるよう努めなければならない。

（情報及び市民意見の収集等）

- 第26条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、市民等がこれらの情報を共有し、その適切な利用を図ることができるように必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境の保全に関する市民等の意見を収集し、当該意見を市の施策に反映させるよう努めるものとする。

（国等との協力）

- 第27条 市は、広域的な取組を必要とする施策については、国、静岡県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

（財源の確保）

- 第28条 市は、環境の保全に関する施策の円滑な推進のために必要な財源の確保に努めるものとする。

第4章 地球環境の保全の推進

（情報の提供等の推進）

- 第29条 市は、市民等の日常的活動が地球環境に与える影響について必要な情報を提供する等地球環境の保全に関する活動の助長に資する施策を推進するものとする。

（国際協力の推進）

- 第30条 市は、地球環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 環境審議会及び環境政策会議

（静岡市環境審議会）

- 第31条 市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、静岡市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。
 - （1）環境基本計画に関すること。
 - （2）前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項
 - （3）他の条例の規定によりその権限に属された事項
 - （4）前3号に掲げるもののほか、必要があると認める事項
 - 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
 - 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - （1）学識経験がある者
 - （2）市民
 - （3）市民団体の代表者
 - （4）事業者の代表者
 - （5）関係行政機関の職員
 - 5 市長は、前項第2号に掲げる審議会の委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
 - 6 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。（平18条例110・一部改正）

（静岡市環境政策会議）

- 第32条 第13条第1項に規定する検討、調整及び評価等を行うため、静岡市環境政策会議（以下「環境政策会議」という。）を置く。
- 2 環境政策会議は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 第13条第1項の規定による施策の策定の際の検討、調整及び評価に関すること。

(2) 市の環境の保全に関する施策についての総合的な調整に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

3 環境政策会議は、委員若干人をもって組織する。

4 委員は、市職員のうちから市長が任命する。

第6章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第13条及び第32条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

(適用)

2 第12条の規定は、平成16年度に係る年次報告書から適用する。

附 則 (平成18年10月16日条例第110号)

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

資料 2 静岡市環境審議会委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
石田 明生	常葉大学社会環境学部 社会環境学科 教授	
伊吹 裕子	静岡県立大学食品栄養科学部 環境生命科学科 教授	会長
小杉山 晃一	常葉大学社会環境学部 社会環境学科 准教授	
浅見 佳世	常葉大学社会環境学部 社会環境学科 准教授	
森田 明雄	静岡大学 理事	副会長
吉川 尚	東海大学海洋学部 水産学科 教授	
木村 浩之	静岡大学グリーン科学技術研究所 グリーンエネルギー研究部門 教授	
渡辺 年宏	市民委員	
坂本 和則	市民委員	
狩野 美佐子	市民委員	
竹内 光子	しずおか市消費者協会 会長	
鈴木 玲子	NPO 法人しずおか環境教育研究会 理事	
小野田 和靖	静岡市環境保全推進協力会 会長	
立松 明憲	国土交通省静岡河川事務所 所長	
高嶺 透	静岡地方气象台 台長	

令和5年1月30日時点

資料 3 計画策定の経緯

2021(令和3)年	会議等の名称	検討・審議内容・備考
11月 10日	令和3年度第1回静岡市環境審議会	策定方針の意見聴取
2022(令和4)年	会議等の名称	検討・審議内容・備考
3月	静岡市環境基本計画策定に係る市民意識調査	回答率 45.0% (1,349人/3,000人)
7月 20日	令和4年度第1回環境政策連携統括会議	計画骨子の検討
7月 27日	令和4年度第1回静岡市環境審議会	諮問、計画骨子の審議
11月 7日	令和4年度第2回環境政策連携統括会議	計画案の検討
17日	令和4年度第2回静岡市環境審議会	計画案の審議
25日	静岡市重要政策検討会議	計画案の検討
12月 6日	パブリックコメントの実施(1月10日まで)	環境創造課窓口、各区役所の市政情報コーナー、市ホームページで閲覧
2023(令和5)年	会議等の名称	検討・審議内容・備考
1月 20日	令和4年度第3回環境政策連携統括会議	計画案の検討
30日	令和4年度第3回静岡市環境審議会	計画案・答申案の審議
2月 3日	市長に第3次環境基本計画(答申)を提出	
8日	静岡市経営会議	
3月	計画策定	

資料4 用語解説

あ行

■アイドリング

自動車の停車中にエンジンをかけたままにすること。不必要なアイドリングは、ガソリンの無駄遣いだけでなく、大気汚染や地球温暖化の原因となる。

■悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称。「環境基本法」により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型七公害の一つになっている。

■アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐磨耗性にすぐれているため、被覆・建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、1989（平成元）年に「大気汚染防止法」に基づく「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

■アドプトプログラム

市民と行政などが協働で進める環境活動のこと。「アドプト」とは「養子縁組する」という意味であり、企業や地域住民などが道路・公園など公共の場所の里親となり、定期的・継続的に環境活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。

■ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に働くことができる」というイメージをわかりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。

■エコアクション21

中小事業者などの環境への取組を支援するとともに、その取組を効果的・効率的に実施させる簡易な環境経営システム。二酸化炭素や廃棄物排出量などを把握し、省エネルギーや廃棄物の削減・リサイクルなどに取り組むことが規定されている。

■エコクッキング

買い物からはじまり、献立、調理、食事、片づけ、排水やごみ処理など、毎日の食生活全般にわたって環境を大切に暮らしを考え、行動すること。「エコ」はエコロジカル（生態学的）とエコノミカル（経済的）の両方の意味を表している。

■エコツーリズム

自然や文化などの環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。環境と経済の好循環をもたらす取組として注目されている。

■エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレー

キを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

■エリートツリー

地域の人工造林地において、最も成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの。

■オクシズ

静岡市の中山間地の総称であり、「奥静岡エリア」の愛称。豊かな自然やささいな景色、温泉など魅力にあふれた地域として注目されている。

■温室効果ガス

大気中に微量に含まれる気体が地球から宇宙に向かって放出する熱を吸収した後、再び地表に向けて熱を放出することにより地表付近の大気を暖めることを温室効果といい、この効果をもたらす気体を温室効果ガスという。主なものは二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などがある。

か行

■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。「ゼロカーボン」などともいう。

■外来種

もともとその生物が生息・生育していなかった地域に、貿易や人の移動などの人間活動によって意図的・非意図的に持ち込まれた生物のこと。

■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多く、比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

■ガバナンス

「統治」「支配」「管理」を意味しており、企業経営だけでなく、あらゆる組織の統治プロセスのこと。

■環境基準

環境基準は、「環境基本法」で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

■環境基本計画

「環境基本法」の規定に基づき、1994（平成6）年に策定された計画。「循環」「共生」「低炭素」が実現される社会を構築するための施策の大綱、各主体の役割などが定められている。適時見直しを実施され、2018（平成30）年4月には「第五次環境基本計画」が閣議決定された。

■環境基本法

1993（平成5）年11月に制定された環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取組が不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

■環境保全型農業

農薬、化学肥料などの使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業のこと。

■環境マネジメントシステム

EMS（Environmental Management System）の日本語訳で、事業活動による環境負荷の低減を目指すための環境管理の仕組みのこと。

■間伐

成長に伴って混みすぎた林の立木を一部抜き切りすること。

■涵養機能

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

■緩和

温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うこと。省エネルギーや再生可能エネルギーの普及、二酸化炭素貯留（CCS）の普及、植物による二酸化炭素の吸収源対策などがあげられる。一方、もうひとつの地球温暖化対策として「適応」がある。

■気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）

各企業の気候変動への取り組みを具体的に開示することを推奨する国際的な組織のこと。TCFD（Task force on Climate-related Financial Disclosure）と呼ばれる。

■クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に働くことができる」というイメージをわかりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称である。

■グリーン水素

再生可能エネルギーなどを使って、製造工程において二酸化炭素を排出せずにつくられた水素のこと。

■グリーンツーリズム

都会では味わえない農山漁村の豊かな自然と親しみ、その自然に調和して営まれる農林体験などを楽しみながら学び、地域の生活、伝統文化、人々とふれあってゆっくりと滞在することを目的とした余暇休暇の総称。

■光化学オキシダント

自動車や工場などから排出された窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線によって光化学反応を起こし、オゾンなどの酸化物質が生成される。これらの物質が高い濃度になり、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼすほか、植物にも影響を与えるものを光化学オキシダントという。

■高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ型などがある。

■国際イニシアティブ

企業が取組んだ気候変動対策に対しての情報・評価の国際的基準であり、TCFD、SBT、RE100などがある。

■コンソーシアム

「共同事業体」という意味で、企業や組織、政府機関などからなり、ひとつの事業を遂行するために集まった団体、共通の目的に沿った活動を行う団体。

さ行

■再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

■里地里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草地などで構成される地域概念であり、生物多様性の面でも重要な役割を果たしている。

■市街化区域

都市計画区域のうち、すでに市街地になっている区域や公共施設の整備や面的な整備を行うことによって積極的に市街地を形成していく区域。

■市街化調整区域

都市計画区域のうち、開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われない区域。ただし、一定規模までの農林水産業施設や公的な施設などは可能である。

■次世代エネルギーパーク

再生可能エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーに、実際に国民が見てふれる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方に関する理解の増進を図る計画を経済産業省が認定するもの。

■次世代自動車

ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車などを次世代自動車と呼ぶ。

■臭気指数規制

人の臭覚を使ってにおいを判断し、その結果から算出された「臭気指数」を使って工場などからの悪臭の排出を規制するもの。

■集団回収

同じ地域に住む人々が、一定の時間と場所を決めて、古紙などの再生資源を大量に集めて回収業者に引き渡す回収方式。集団回収の中心となるのは、自治会・町内会、こども会、婦人会、PTAなどで、地域の事情に応じた運営がされている。

■循環経済（サーキュラーエコノミー）

資源投入量・消費量を抑えつつ、ストック（既存の資源）を有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済のこと。

■小水力発電

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」の対象では、出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶ。用水路、小河川、道路脇の側溝の水流、水道など、様々な水流を利用して発電を行うこと。

■水素ステーション

燃料電池自動車の動力源である水素を製造・供給するための施設。水素を輸送して貯蔵するオフサイト型と、都市ガスを改質するなどして水素をその場で製造するオンサイト型がある。

■生物多様性

全ての生物の間に違いがあることを指す。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの段階で多様性がある。

■生物多様性基本法

わが国初の生物多様性の保全を目的とした基本法として、2008（平成20）年6月から施行されている。生物多様性のもたらす恵沢を次の世代に引き継いでいくため、事業計画の立案段階で事業者が環境アセスメントを実施するよう国に必要な措置を求めるなど、生物多様性の保全施策に関する規定を整備した。また、政府による「生物多様性国家基本計画」の策定や、地方自治体による計画策定なども定めている。

■生物多様性地域戦略

「生物多様性基本法」第13条の規定に基づき、都道府県及び市町村が、「生物多様性国家戦略」を基本として、当該自治体の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める基本的な計画。各地方自治体は単独で、あるいは共同して策定するよう努めることとされている。

■世界遺産

1972（昭和47）年の第17回ユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」の略称。人類にとって普遍的な価値を有する世界の文化遺産、自然遺産を、特定の国や民族のものとしてだけでなく、人類のかけがえのない財産として、各国が協力して守っていくことを目的としている。

た行

■ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3物質がダイオキシン類として定義されている。

■脱炭素先行地域

2030（令和12）年度までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロを実現するとともに、運輸部門や熱利用なども含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、わが国全体の2030（令和12）年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。

■脱炭素ドミノ

脱炭素に向けた取組を地域が主体となって行動し、その取り組みが全国の各地域に広がることを意味する。

■地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、区域から排出される温室効果ガス削減のための実行計画（区域施策編）と都道府県及び市町村が作成する温室効果ガス削減のための実行計画（事務事業編）がある。区域施策編は、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務があり、事務事業編は、都道府県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスが対象となる。

■地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。1998（平成10）年10月に公布され、1999（平成11）年4月から施行されている。

■地中熱

地中の温度が15℃程度であることを利用して給湯や冷暖房、床暖房などに利用すること。具体的には、数m～100mの深さまで掘った地下に地中熱交換器を埋設し、交換器内で不凍液や水などを循環させて熱交換を行う。

■鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

■適応

すでに起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」という。防災・減災対策や農作物の品種変更、熱中症や感染症への対策などがある。一方、もうひとつの地球温暖化対策として「緩和」がある。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、「外来生物法」によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管または運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。

な行

■二酸化硫黄（SO₂）

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

■二酸化窒素 (NO₂)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■二次林

過去に伐採・山火事・風害などの影響を受けた後、植物体の再生や土中の種子が成長して成立した樹林。

■燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接、電気を発電する装置。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質して作るのが一般的である。酸素は大気中から取り入れる。また、発電と同時に発生する熱も生かすことができる。

■燃料電池自動車 (FCV)

発電装置として燃料電池を搭載した自動車のこと。燃料電池では、水素と酸素を化学反応させて電気を発生させる。エネルギーの利用効率が高く、排出ガスがクリーン(燃料として水素を使う場合は、排出されるのは水のみ)である。

■野焼き

法律で認められた方法以外で物を燃やす行為をいう。家の庭先などでごみを燃やすことは野焼きになる。しかし、どんど焼きなどの風俗習慣上または宗教上の行事、焼き畑などの農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものなどは例外とされている。

は行

■バーチャルパワープラント (VPP)

仮想発電所を意味する言葉で、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車など小規模なエネルギー源を IT 技術により制御し、発電所と同等の機能を提供すること。

■パートナーシップ

市民・事業者・市など立場が違う者同士が、地域単位で環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念をもち、その実現に向けた取組を行うときの協調的関係のこと。

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動する自動車。

■ハザードマップ

どこでどのような災害が起こるかを予測する地図。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、避難経路、避難場所などの情報が図示されている。

■ビオトープ

生物を表す「バイオ」と場所を表す「トープ」を組み合わせたドイツ語の造語で、「生物生息・生育空間」と訳される。

■ビオトープネットワーク

ビオトープや屋上緑化などを組み合わせ計画し、鳥や昆虫などが自由に活動、移動できるように、生物の生息空間を人の手によってつくりだすこと。ビオトープネットワークの手法としては、里山林や公園などを緑の回廊でつなぐ

ことや、公園と公園の間に「踏石」となる小ビオトープをつくるなどがある。

■微小粒子状物質 (PM_{2.5})

浮遊粒子状物質より小さい粒子で、粒径が2.5マイクロメートルの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。通常の浮遊粒子状物質よりも肺の奥まで入り込むため、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高いといわれている。

■フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動である。

■浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

■ブルーカーボン

海洋生物の作用によって、大気中から海中へ吸収された二酸化炭素由来の炭素のこと。

■ポジティブインパクトファイナンス

企業活動が「環境・社会・経済」のいずれかに与えるインパクトを包括的に分析・特定し、ポジティブインパクトが期待できる活動とネガティブインパクトを低減する活動を支援するもの。

ま行

■マイクログリッド

小規模電力網とも呼ばれ、エネルギー供給源と消費施設を一定の範囲でまとめて、エネルギーを地産地消する仕組みのこと。

■水循環基本法

健全な水循環の維持と回復を図るため、水循環に関する施策の基本理念や、国・地方自治体・事業者・国民の責務を定めた法律。2014(平成26)年4月に公布され、同年7月1日に施行された。水を「国民共有の貴重な財産」と位置づけ、政府による水循環基本計画の策定、国などによる流域管理などを定めている。

■メガソーラー

出力1,000キロワット(=1メガワット)程度以上の規模を有する太陽光発電システムのこと。

■モーダルシフト

自動車などに偏った輸送機関を鉄道、船舶、バスなどの公共的な輸送機関に移行させること。

や行

■ユネスコエコパーク

生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的としてユネスコが開始し、ユネスコの自然科学セクターで実施されるユネスコ人間と生物圏

(MAB: Man and the Biosphere) 計画における事業の一つ。地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶとともに、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取組である。

■溶融スラグ

焼却灰を高温で溶かし（溶融）、灰に含まれるダイオキシン類を分解し、重金属を封じ込め、水で急速に冷すことにより生成される安全なガラス状固化物。砂の替わりとして建設資材に利用することができ、天然資源の保護及び最終処分場の延命化などが期待されている。

ら行

■リバーフレンドシップ制度

河川美化活動を行政機関が支援する制度で、静岡県「協働」事業の一環として2004（平成16）年2月から施行されている。県が管理する一定区間において、住民や利用者などがリバーフレンドとなり、清掃や河川美化活動を行うことにより、意識向上や身近な環境保護に関する意識啓発につなげていくことを目的としている。

■レッドリスト

国際自然保護連合（IUCN）が世界各国の専門家の協力によって作成した絶滅のおそれのある種のリスト。

■六フッ化硫黄（SF₆）

強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている気体。耐熱性、不燃性、非腐食性に優れているため、変圧器などに封入される電気絶縁ガスとして使用されるほか、半導体や液晶の製造工程でも使われている。

■倫理的消費（エシカル消費）

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

英数

■AI（人工知能）

Artificial Intelligence の略。人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

■BDF（バイオディーゼル燃料）

Bio Diesel Fuel の略。菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの廃てんぷら油を原油として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーの一つ。

■BEMS（ビルエネルギー管理システム）

Building and Energy Management System の略。ビルなどの建物内で使用する電力消費量などを計測し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、エネルギーの適正化を実現するエネルギー管理システムのこと。

■BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略。河川水や排水の汚濁の程度を示す。水中の微生物により有機物が分解されるときに消費される酸素の量で、数値が高いほど有機物による汚染が進んでいることになる。

■COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略。海水や湖沼の汚濁の程度を示す。水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸素の量で、数値が高いほど有機物による汚染が進んでいることになる。

■COOL CHOICE

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買い換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、日々の生活の中であらゆる「賢い選択（COOL CHOICE）」をしていく取組であり、環境省が実施している国民運動のこと。

■CSR（企業の社会的責任）

Corporate Social Responsibility の略。具体的には、寄附や慈善活動、環境保全といった本来の事業活動とは無関係に、あくまで企業としての義務感を持って行う活動である。

■CSV（共通価値の創造）

Creating Shared Value の略。本業として社会問題の解決に取り組むことを意味する。利益を度外視して義務的に行うCSRとは異なり、「利益を獲得する」という目的を解決するために社会的な意義のある事業を行う点が特徴である。

■ESG投資

Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）の頭文字をとったもの。企業が長期的に成長するためには、ESGへの取組が重要との見方が広まりつつある。近年では、このESGの観点から企業を分析して投資する「ESG投資」が注目されている。

■EV（電気自動車）

Electric Vehicle の略。近年、資源制約や環境問題への関心の高まりを背景に、電気自動車が注目を集めている。

■FCV（燃料電池自動車）

Fuel Cell Vehicle の略。発電装置として燃料電池を搭載した自動車のこと。水素と酸素を化学反応させて電気を発生させる。エネルギーの利用効率が高く、排出ガスがクリーンである。

■FEMS

Factory Energy Management System の略。工場のエネルギーを管理するシステムのこと。工場内の配電設備、空調設備、照明設備、製造ラインといった設備の電力使用量のモニターや制御を行う。

■FIT（固定価格買取制度）

Feed in Tariff の略。経済産業省が2012（平成22）年7月に開始した「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のこと。買取期間が過ぎてFIT制度の適用が終了することを「卒FIT」という。

■HEMS（ホームエネルギー管理システム）

Home Energy Management System の略。住宅の空調や照明などのエネルギー消費機器、太陽光発電システムやコージェネレーションシステムなどのエネルギー生産機器、発電した電気などを備える蓄電池や電気自動車（EV）などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適や

エネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

■IoT

Internet of Thingsの略。モノのインターネットのことで、私たちの身の回りの様々な物がインターネットに接続され、一方から監視をするだけでなく、情報の行き来をさせることにより、相互に制御する仕組み。

■IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

Intergovernmental Panel on Climate Changeの略。世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)が共同で設置した研究機関「気候変動に関する政府間パネル」のこと。温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の実態把握と、社会経済への影響の予測、対策の検討が行われている。

■MaaS

Mobility as a Serviceの略。バスや電車、タクシー、飛行機など、全ての交通手段による移動を一つのサービスに統合し、ルート検索から支払いまで継ぎ目なく(シームレス)つなぐ概念。

■NPO

NonProfit OrganizationまたはNot for Profit Organizationの略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

■OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）

Other Effective Area-based Conservation Measuresの略。国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のこと。

■PCB（ポリ塩化ビフェニル）

Polychlorinated Biphenylの略。ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油またはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入された物が廃棄物となったものをいう。2001（平成13）年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が定められ、事業者が保管しているPCB廃棄物は自ら処分し、または、処分を他人に委託しなければならないことになっている。

■PDCA サイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

■PHV（プラグインハイブリッド自動車）

Plug-in Hybrid Vehicleの略。コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド自動車であり、ガソリン車と電気自動車の長所を併せ持っている。

■PPA

Power Purchase Agreementの略。個人・企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を個人・企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と二酸化炭素排出の削減ができる。設備の所有は第三者が持つ形となるため、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できる。

■PRTR（化学物質排出移動量届出）法

Pollutant Release and Transfer Registerの略。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称で、1999（平成11）年7月に制定された。有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組み。

■RE100

Renewable Energy 100%の略。使用する電力の100%を再生可能エネルギーにより発電された電力にする事に取り組んでいる企業が加盟している国際的な企業連合である。

■SBT（企業版2℃目標）

Science Based Targetsの略。パリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回る水準(Well Below 2℃)に抑え、また1.5℃に抑えることを目指すもの）が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する温室効果ガスの排出削減目標のことである。

■SDGs未来都市

内閣府が2018（平成30）年度よりSDGsの達成に向けた取り組みを積極的に進める自治体を公募し、経済・社会・環境の三側面の統合的取組により、新たな価値を創造する提案を行った自治体を認定する制度。

■VPP →バーチャルパワープラントを参照

■ZEB・ZEH

大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指したビルをZEB（ゼブ：Net Zero Energy Building）、住宅をZEH（ゼッチ：Net Zero Energy House）という。

■30by30

2030（令和12）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。



第3次静岡市環境基本計画

令和5年3月

静岡市環境局環境創造課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL 054-221-1306

URL <https://www.city.shizuoka.lg.jp>



この冊子は環境に配慮した
FSC®認証紙と植物油インキを
使用しています。